

監査結果報告

1. 監査の種別 行政監査
2. 監査の対象 補助金の交付事務について
 - ①佐々町商工会補助金（産業経済課）
 - ②し尿・浄化槽汚泥搬送補助金（保険環境課）
 - ③住宅性能向上リフォーム支援事業補助金
（建設課）
 - ④各種選手派遣費補助金（教育委員会）
3. 監査の期間 平成 29 年 2 月 22 日（水曜日）
4. 監査の方法
事前提出調書をもとにヒアリングを行い、規則や要綱に基づいた事務処理の状況について書類審査を行った。
5. 監査の着眼点
 - ①補助金等の交付目的、根拠（規則、要綱等）
 - ②補助金等交付の事務処理状況
 - ③補助金等の交付先が団体の場合の指導、関与
 - ④事業効果の検証状況
6. 監査の結果
事務処理については、佐々町補助金等交付規則やそれぞれの要綱に基づきおおむね良好に執行されていたが、次の指摘事項のとおり、2つの補助金について検討、改善の措置を要する。
7. 指摘事項
 1. 産業経済課「佐々町商工会補助金」

この補助金の対象となる経費については、「佐々町農林商工業振興事業費補助金交付要綱」のなかで、「商工業が組織する団体が商工業の振興を目的で行う事業に関する経費」となっているが、実績報告やその添付資料では、その経費が確認できず不明瞭である。

支出項目に対する補助対象経費が明確ではないため、補助対象経費と対象外経費を明確にする様式などを整備し、産業経済課においても補助対象経費としての支出の妥当性を確認し、指導を行う必要があると考える。

今後も行政、商工業者、関係機関と相互に連携を図りながら、当該補助金の目的である商工業の振興に努められたい。

2. 教育委員会「各種選手派遣費補助金」

補助開始から長期間経過しているが、個別の交付要綱が規定されていない。
補助の目的、補助対象経費、補助算定の根拠を示した補助金交付要綱の整備を
早急に行うこと。